

物品公売公告

次のとおり一般競争入札に付しますので、本公告、中部森林管理局競争契約入札心得、物件売買契約書（案）等及び公売物件の現物を熟覧の上、入札に参加してください。

令和7年8月1日

分任契約担当官

北信森林管理署長 林 満

1 競争入札に付する事項

（1） 公売物件及び所在地等

物件 番号	車 名	規 格 (型式等)	数 量	単 位	閲覧及び引き渡し場所	備考
1	乗用自動車 スズキ エスクード	CBA-TD4W H20.10 登録	1	台	北信森林管理署 長野県飯山市大字飯山 1090-1	
2	乗用自動車 ニッサン エクストレイル	DBA-NT31 H26.2 登録	1	台	北信森林管理署 長野県飯山市大字飯山 1090-1	車検切れ

※物件の詳細は、別紙「公売物件明細書」による。

2 競争参加資格

- （1） 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- （2） 本公告に記載された資格を有していると認められる以下の証明書類を提出が出来ること。
 - ① 令和7・8・9年度一般競争参加資格（全省庁統一資格）の『物品の買受け』において、D等級以上に登録されており、かつ競争参加資格を有する者は、「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」の写し。
 - ② ①以外の者は、目的が自動車の販売業、修理、整備業が記された、「登記簿謄本」又は「登記事項証明書」
 - ③ ②の者で、令和7・8・9年度の一般競争参加資格（全省庁統一資格）の『役務の提供等（車両整備）』においてDの等級以上に登録されており、かつ関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者は、「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」の写し。
- （3） 中部森林管理局長等から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

- (4) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成 19 年 12 月 7 日付け 19 経第 1314 号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者若しくは準ずるものとして農林水産省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、2に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書等を提出し、分任契約担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (2) 申請書の提出期間、場所及び方法
- ア 提出期間
- 令和 7 年 8 月 4 日（月曜日）から令和 7 年 8 月 26 日（火曜日）まで
（ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に掲げる行政機関の休日を除く。）9 時 00 分から 17 時 00 分まで（ただし、12 時 00 分から 13 時 00 分までを除く）
- イ 提出場所
- 〒389-2253 長野県飯山市大字飯山 1090-1 北信森林管理署総務グループ
電話 0269-62-4141
- ウ 提出方法
- 提出期間内に提出場所へ持参又は郵送すること。FAX 及びメールによるものは受け付けない。（締切日時必着）
- (3) 申請書は別記様式 1 により作成すること。
- (4) 上記（2）アに規定する期限までに申請書を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は本競争に参加出来ない。
- (5) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、参加資格の有無については令和 7 年 8 月 27 日（水曜日）までに通知する。通知において参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。

4 入札の方法

- (1) 入札書には物件番号・物件名を明瞭に記載するとともに、別紙「入札金額内訳書」を添付すること。
- (2) 落札額の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

5 物件の閲覧及び契約条項等を示す場所並びに日時

(1) 場所

北信森林管理署総務グループ 長野県飯山市大字飯山 1090-1 電話 0269-62-4141

※ なお、契約条項については、中部森林管理局ホームページ上に入札公告の仕様書等として

全て記載しており、入札心得については、中部森林管理局ホームページ上の次の場所に掲載している。

https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiyaku_info/kokoroe.html

(2) 日時

令和7年8月4日（月曜日）から令和7年9月4日（木曜日）まで

（ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に掲げる行政機関の休日を除く。）9時00分から17時00分まで（ただし、12時00分から13時00分までを除く。）

6 入札公告に対する質問

(1) 入札公告に対する質問がある場合においては、書面（任意様式）により提出すること。

ア 提出期間

令和7年8月4日（月曜日）から令和7年8月26日（火曜日）まで。

（ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に掲げる行政機関の休日を除く。）9時00分から17時00分まで（ただし、12時00分から13時00分までを除く。）

イ 提出場所

上記3（2）イに同じ。 電話 0269-62-4141 メール：c_hokushin@maff.go.jp

ウ 提出方法

電子メールまたは持参による。なお、電子メールによる場合は、提出後上記3（2）イに提出した旨を電話で通知すること。

(2) 前記(1)の質問に対する回答は、書面により行う。また、その質問および回答書は次のとおり閲覧に供するとともに、中部森林管理局のホームページの次の場所に掲載する方法により公表する。

<https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiri/nyusatu/situmonkaitou.html>

ア 閲覧期間

令和7年8月28日（木曜日）から令和7年9月3日（水曜日）まで。

（ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に掲げる行政機関の休日を除く。）9時00分から17時00分まで（ただし、12時00分から13時00分までを除く。）

イ 閲覧場所

上記3(2)に同じ。

7 入札、開札の場所及び日時

(1) 場所

北信森林管理署1階会議室 長野県飯山市大字飯山1090-1

(2) 日時

令和7年9月5日（金曜日） 11時00分 提出期限後、直ちに開札する。

この一般競争に参加する者は、本公告に記載された資格を有していると認められる以下の証

明書類等を、入札開始 10 分前までに 6 の（１）に示す場所に提出しなければならない。

① 分任契約担当官より競争参加資格があることが確認された旨の通知（写）。

② 代理人が入札する場合は、委任状。

郵便入札を認める。なお、前記 2（２）①に示す資格を有するものが参加する場合、前記 2（２）②及び③に示す資格等を有することが、3（１）により確認されている場合は、郵便入札が可能である。郵便入札を行うときは、令和 7 年 9 月 4 日（木曜日）16 時 00 分までに入札書が北信森林管理署に到着するように郵便（書留郵便に限る）で差し出すこと。

ただし、再度の入札を引き続き行う場合があるが、郵便により参加した者は再度の入札には参加できない。

送付先 〒389-2253 長野県飯山市大字飯山 1090-1 北信森林管理署総務グループ

※ 郵便による入札書（前記 2（２）①及び③に示す資格を有するもの）は、封書に入れ入札書に押印した印鑑と同じ印鑑で貼り合わせ箇所を封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「何月何日開札、（物件番号・物件名）の入札書在中」と記した上で外封筒に入れて投函すること。

また、外封筒の封皮にも「何月何日開札、（物件番号・物件名）の入札書在中」と記すこと。

8 入札保証金

免除する。

9 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第 79 条に基づいて作成された予定価格以上で最高価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

10 契約保証金

上記 2（２）に示す書類の提出をもって、予決令第 100 条の 3 の規定により免除する。

11 入札の無効

本公告に示した競争参加に必要な資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、無効の入札を行った場合には、中部森林管理局競争契約入札心得第 8 条第 3 項に基づき再度の入札に参加することができない。

12 契約書の作成

契約書の作成は落札決定の日から 7 日以内とし、契約書に両者が捺印した時点をもって契約が成立する。

なお、落札決定の翌日から起算して 7 日以内に契約が成立しなかった場合には、その落札は取り消される。

13 その他

本公告に記載のない事項等については、仕様書、中部森林管理局競争契約入札心得及び物件売買契約書（案）によるほか、詳細な事項等については 3（2）イに示す場所にお問い合わせください。

お知らせ

1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働き掛けを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、下記をご覧ください。

https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiyaku_info/koukihoji/index.html

2 農林水産省は、経済財政運営の改革の基本方針 2020 について、（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。